

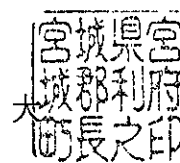
利府町公告第 4 0 号

条件付一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号。以下「政令」という。）第 1 6 7 条の 6 の規定により、次のとおり公告する。

令和 7 年 1 2 月 1 日

利府町長

熊 谷



1 条件付一般競争入札に付す売却物件

土地 1 筆

|         |                            |
|---------|----------------------------|
| 住 所     | 利府町葉山二丁目 1 3 番 6           |
| 地 目     | 宅地                         |
| 面 積     | 2 5 0 . 7 6 m <sup>2</sup> |
| 都市計画区分  | 市街化区域                      |
| 用 途 地 域 | 第一種低層住居専用地域                |
| 上 水 道   | 前面道路内本管から φ 2 5 取り出し有      |
| 下 水 道   | 前面道路内本管から φ 1 5 0 取り出し有    |
| 最低売却価格  | 1 2 , 2 0 0 , 0 0 0 円      |

2 入札参加資格

入札には、個人、法人を問わず参加することができるものとする。ただし、次のいずれにも該当しない者（代理人も同じ。）に限る。

- (1) 入札日において満 1 8 歳未満の者
- (2) 日本語を完全に理解できない者
- (3) 利府町の職員
- (4) 政令第 1 6 7 条の 4 第 1 項各号に掲げる者
- (5) 市町村税等を滞納している者（法人にあっては、その代表者を含む。）
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号から第 6 号までのいずれかに該当する者

(7) 次の各号のいずれかに該当する事実があった後、2年を経過しない者又はその者を代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人として使用する者

ア 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正な利益を得るために連合した者

イ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

ウ 正当な理由がなく、契約を履行しなかった者

### 3 入札にあたって付す条件

売買契約締結後から3年以内に、赤沼北部地区計画に基づく建築物を建てなければならない。

### 4 入札の無効

次のいずれかに該当する場合、当該入札は無効とする。

(1) 本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札

(2) 入札時点において2に掲げる者のいずれかに該当することとなった者のした入札

(3) 入札に際し、不当に価格をせり上げ、又は引き下げる目的で他人と連合したと認められる者のした入札

(4) 入札金額の訂正に押印のない入札

(5) 同一の入札について2以上の入札をした者又はその代理人のした入札

(6) 入札者、金額その他の重要な記載事項が明らかでない入札

(7) 前各号に掲げるもののほか、契約担当者において特に指定した事項に違反した入札

### 5 入札参加書類交付場所及び日時

#### (1) 場所

利府町利府字新並松4番地 利府町企画部 財務課 管財契約係

#### (2) 日時

令和7年12月2日(火)から令和8年1月8日(木)までの午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く)。ただし、土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日等」という。)を除く日とする。

6 物件の公開日時及び場所等

(1) 日時

令和7年12月2日（火）から令和8年1月8日（木）までの午前9時から午後4時まで

(2) 場所

利府町葉山二丁目13番6

上記公開期間中は自由に現地確認できるものとする。

7 質問書の受付日時及び場所

(1) 日時

令和7年12月3日（水）から令和8年1月8日（木）までの午前9時から午後4時まで。ただし、休日等を除く。

(2) 場所

利府町利府字新並松4番地 利府町企画部 財務課 管財契約係

8 回答書の閲覧日時及び場所

(1) 日時

令和7年12月8日（月）から令和8年1月14日（水）までの午前9時から午後4時まで。ただし、休日等を除く。

(2) 場所

利府町利府字新並松4番地 利府町企画部 財務課 管財契約係

9 入札参加申込の受付日時及び場所

(1) 受付日時

令和7年12月2日（火）から令和8年1月8日（木）までの午前9時から午後4時まで。ただし、休日等を除く。

(2) 受付場所

利府町利府字新並松4番地 利府町企画部 財務課 管財契約係

(3) 申込方法

入札参加希望者は、次に掲げる書類を提出し、利府町町有財産一般競争入札申込受理票の交付を受けなければならない。なお、書類の成に使用する印鑑は、印鑑登録のあるものを使用すること。

ア 一般競争入札参加申請書（様式第1号） 1部

イ 市町村税等納税証明書又は完納証明書（令和5年度及び令和6年度分） 1通

ウ 住民票（法人にあっては法人の登記事項証明書）又は外国人登録原票記載事項証明書 1通

エ 印鑑証明書 1通

オ 誓約書（様式第2号） 1通

カ 入札保証金納付書発行依頼書

注）イ、ウ、エについては、この公告の日以降に交付されたものとする。

（4） 留意事項

申込書提出の際に即日交付された、一般競争入札申込受理票（様式第3号）及び入札保証金納付届を入札日に持参すること。

10 入札執行の日時及び場所

（1） 日時

令和8年1月15日（木） 午前10時から

なお、入札開始時刻の20分前から受付を行う。

入札開始時刻に遅れた場合は、入札に参加することを認めない。

（2） 場所

利府町利府字新並松4番地 利府町役場2階 第1会議室

（3） 入札時の持参品等

ア 利府町の受付印のある利府町町有財産売却一般競争入札申込受理票（様式第3号）

イ 印鑑（申請書で使用した印鑑と同一のもの）

ウ 入札書（様式第4号）

エ 委任状（様式第5号）※代理人の場合のみ

オ 入札保証金納付届（領収書の写し添付）

（4） 入札の方法

ア 入札書には、個人にあっては入札者の住所及び氏名、法人にあっては入札者の所在地、法人名及び代表者名を記入し、押印の上、職員の指示に従い入札すること。

イ 入札書の押印は一般競争入札参加申請書に押印した印鑑を使用すること。ただし、代理人によって入札する場合は、委任状に押印された代理人の使用印を入札書に押印すること。

ウ 郵送、電報又はファクシミリによる入札は認めない。

エ 提出した入札書は、取り替え、修正し、又は取り消すことができない。

オ 入札は2回までとし、2回目までに落札者がいない場合は中止し、不落とする。

カ 入札書への金額の記入は、アラビア数字で記入するものとし、金額の頭書には「¥」を記入すること。

#### 1 1 入札保証金に関する事項

利府町財務規則第76条、第77条、第78条及び第79条の規定による。

#### 1 2 落札者の決定

- (1) 開札は、入札後直ちに入札者の立会いの下で行い、最低売却価格以上の金額で、かつ、最高の金額をもって入札をした者を落札者とする。
- (2) 入札金額が同額の場合は、くじ引きにより落札者を決定する。この場合において、くじを引かない者があるときは、当該者に代えて当該入札に関係のない利府町職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札者が決定した場合、その者の氏名又は名称及び金額を、落札者がいない場合はその旨を、開札に立ち会った入札者に知らせる。
- (4) 落札者は、辞退すること又は権利を他人に譲渡することができない。

#### 1 3 契約保証金

売買価格の100分の10以上の額とする。

#### 1 4 売買契約の締結

落札者の決定後、この入札に係る契約締結までの間においては、当該落札者が2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該契約を締結しないものとする。

#### 1 5 売買代金の納付方法

落札者は、契約締結後に利府町が発行する納入通知書により、その発行日の翌日から起算して15日以内に売買代金を一括して納入すること。  
なお、期日までに納入できなかった場合、契約は無効とする。

#### 1 6 所有権の移転及び物件の引渡し

- (1) 契約締結以降、落札者が売買代金を納入したときに所有権が移転するものとし、速やかに利府町において嘱託登記により所有権移転を実施する。
- (2) 売買物件の所有権が移転した日から10日以内に、当該物件を引渡すものとする。
- (3) 引渡しは現状引渡しとし、引渡し後の補償については利府町は一切行わない。
- (4) 所有権移転登記に要する登録免許税及びその他費用等に関する一切の費用は、落札者の負担とする。

#### 1 7 その他

- (1) 所有権の移転後に発生した財産の破損、焼失など利府町の責に帰すことのできない損害の負担は、落札者が負うこととなり、契約の解除及び売払代金の減額を請求することはできない。
- (2) 一度引き渡された物件は、いかなる理由があっても返却はできない。
- (3) 利府町町有財産売却の条件付一般競争入札が中止になったことにより、入札者などに損害が発生した場合、利府町は損害の種類や程度に関わらず一切の責任を負わない。
- (5) この公告に定められていない事項については、利府町財務規則その他関係法令等の定めるところによる。

18 問い合わせ先

〒981-0112

利府町利府字新並松4番地

利府町 企画部 財務課 管財契約係

担当：石井、鈴木

電話：022-767-2116